

## 消費者問題シンポジウムin京都

2015年6月27日 京都消費者契約ネットワーク 理事・事務局長 長野 浩三(弁護士)

## 内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク 差止請求訴訟

	業者名	内容	概要	成果	地裁・訴え提起年月日	大阪高等裁判所	最高裁判所	その他
1	㈱長栄	家屋賃貸借契約の定額補修分担保金条項	全国で先駆けて行った差止請求訴訟第1号事件。「定額補修分担保金条項」とはリフォーム費用として入居時当初に、従前の敷金相当額程度(月額家賃の2から4倍程度)を賃借人から賃貸人に支払わなければならないというもの。要するに、これまでから原状回復という名の下に敷金を返還してこなかった実態を維持するために考案されたものであり、不当条項であると判断し訴えを提起したものの。	差止請求が認められ、今後、消費者はこれらの不当条項を目にしないで良くなり、被害の事前予防となる。事業者が違反し本条項を使用した場合には、50万円の支払命令が出されることとなる間接強制も認められ、不使用の徹底を図っている。	京都地方裁判所 2008年3月25日 判決2009/9/30	2009年10月13日控訴 判決2010/3/26確定		2011/11/24 間接強制決定
2	大和観光開発㈱	家屋賃貸借契約の敷引条項	「建物賃貸借契約」において、敷金・保証金から一定額を差し引いた額しか返還しないと、いわゆる敷引特約の使用をやめるよう求めるものであり、不当条項であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。	本件は、全国で最初の差止請求訴訟として、差止を勝ち取った事件である。被害の事前予防となったもの。しかし、本件とは別ではあるが、その後最高裁判所が敷引き特約は原則有効と判断している。	京都地方裁判所 2008年8月12日、 差止については 事業者が 2008/10/21認諾 判決2009/1/28	控訴2009年2月10日 判決2009/6/16確定		
3・4	㈱セレマ ㈱らくらくクラブ	冠婚葬祭互助会の約款 旅行券等の約款	被告事業者の解約金条項(1回1500円のコース)によれば、8回目くらいまでの解約では返金は0円。以後1回ごとに150円ごとの解約料をとられる。これは、平均的損害を超える不当な条項であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。 また、本事業者の解約料については、一般の消費者から苦情が多数あり、国民生活センターへ情報提供要請を行ったところ多数の苦情があることも判明している。	本件は、冠婚葬祭互助会の解約金条項について、詳細な検討をした上でその無効であることを裁判所が宣言した事案であって極めて画期的な判決である。被害の事前予防となる。さらに、業界のモデル約款を使用していたものでもあり、その契約件数も2000万件を超えており、さらに、経済産業省が事前に取締規定に基づき審査しているものを無効とした点でも社会的影響は大きいものである。	京都地方裁判所 2008年12月3日 判決2011/12/13	控訴2011年12月26日 判決2013/1/25	2013年2月6日上告 2015/1/20 上告不受理決定	2015/5/11 間接強制決定
5	㈱プラン・ドウ・シー	結婚式場解約金条項	1年以上前に解約しても10万円程度の解約料を取られたり、3ヶ月前に解約しても、基本料金の70%の解約料を取られるものであり、不当な条項であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。 (事業者団体の標準約款と異なる約款を使用しているもの。)	訴訟提起前の事前請求では早急な対応をせず、訴訟を提起したとたん、被告事業者は従前の解約金条項を記載した約款を使用しないと和解が成立した。被害の事前予防となるもの。	京都地方裁判所 2010年3月17日 和解2010/7/28			
6	NTTドコモ	携帯電話解約料 (ひとりでも割・ファミ割)	携帯電話の契約では、ほとんどの場合が2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その期間に契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収することとされている。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものであると考えられる。ナンバーポータビリティ制度(MNP)で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっている。特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。	KDDIにつき地裁で差止判決が出され、勝訴したものの、高裁レベルではいずれも敗訴した。その後、最高裁に上告受理申立をしたが、いずれの事件も上告受理申立不受理となり、確定している。しかし、2014年5月には、総務省が携帯電話の2年縛りを検討することを発表したように、事業者の囲い込みを防止して消費者の権利を護るという要請は時代の流れとなっている。囲い込み契約について、安易な解約料の設定に警鐘を鳴らしたものと評価することができる。	京都地方裁判所 2010年6月16日 判決2012/3/28	控訴2011/4/10 判決2012/12/7	2012年12月21日上告 2014/12/11 上告不受理決定	
7	KDDI(au)	携帯電話解約料 (誰でも割)	携帯電話の契約では、ほとんどの場合が2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その期間に契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収することとされている。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものであると考えられる。ナンバーポータビリティ制度(MNP)で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっている。特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。	KDDIにつき地裁で差止判決が出され、勝訴したものの、高裁レベルではいずれも敗訴した。その後、最高裁に上告受理申立をしたが、いずれの事件も上告受理申立不受理となり、確定している。しかし、2014年5月には、総務省が携帯電話の2年縛りを検討することを発表したように、事業者の囲い込みを防止して消費者の権利を護るという要請は時代の流れとなっている。囲い込み契約について、安易な解約料の設定に警鐘を鳴らしたものと評価することができる。	京都地方裁判所 2010年6月16日 判決2012/7/19	控訴2012/7/30 判決2013/3/29	2013年4月10日上告 2014/12/11 上告不受理決定	
8	㈱ジェイ・エス・ビー	家屋賃貸借契約の更新料条項	建物賃貸借契約の「更新料条項」について、更新料の法的性質等を検討し、不当な条項であると判断して、その使用をやめるよう差止請求訴訟を提起したものの。	更新料条項は原則有効と判断され、敗訴した。	京都地方裁判所 2010年10月29日 判決2012/1/17	控訴2012/1/24 判決2012/6/29	2012年7月18日上告 2013/7/4 上告不受理決定	
9	ソフトバンク	携帯電話解約料 (ホワイトプラン)	上記、「6」、「7」と同じ2年拘束の解約金条項について差止を求めたもの。	上記、「6」、「7」と同じ。	京都地方裁判所 2011年1月19日 判決2012/11/20	控訴2012/11/28) 判決2013/7/11	2013年7月17日上告 2014/12/11 上告不受理決定	
10	J・C・I投資事業有限責任組合	不当勧誘行為	未公開株の勧誘行為について、不実告知が行われていると判断して、その勧誘行為の差止を求めて、訴えを提起したものの。 なお、本件は、京都府・京都市とコラボして、未公開株の集団提訴にあわせ、同時に差止請求訴訟も提起した画期的なものである。	勧誘行為の差止請求が認められ、今後、消費者は不当な勧誘を受けなくなるものであり、被害の事前予防となる。	京都地方裁判所 2011年5月30日 判決2011/12/20 確定			

	業者名	内容	概要	成果	地裁・訴え提起年月日	大阪高等裁判所	最高裁判所	その他
11	㈱プラン・ドゥ・シー	結婚式場解約金条項 (2010年3月17日に京都地裁に訴え提起し、7月28日に和解→再度の訴え提起の件)	被告事業者や事業者団体(社団法人日本ブライダル事業振興協会/現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会)のモデル約款も含め、解約金の根拠について検討。 キャンセルによっても損害とならない食事代、飲み物代など含めた額を基準とした解約金が設定されており、明らかに過大な解約料が設定されていると考えられると判断して、差止請求訴訟を提起したものの。 (事業者団体の標準約款と同じ約款を使用しているもの。) また、実際に、110番や情報提供を通じて、KCCNに結婚式場利用契約をキャンセルした消費者から相談が多数寄せられていることもある。	解約料約款は、平均的損害を超えているものではないとして、敗訴した。	京都地方裁判所 2011年10月11日 <b>判決2014/8/7</b>	控訴2014/8/19 <b>判決2015/1/29</b>	2015年2月6日上告	
12	㈱ベストブライダル	結婚式場解約金条項	結婚式場利用契約のキャンセル料に関して被害事例が寄せられ、被告事業者の解約料条項が平均的損害を超えて無効となるべき部分が含まれていないと判断して、差止請求訴訟を提起したものの。	解約料約款は、平均的損害を超えているものではないとして、敗訴した。	京都地方裁判所 2011年10月11日 <b>判決2013/4/26</b>	控訴2013/5/27 <b>判決2014/2/21</b>	2014年3月4日上告 2015/2/13 <b>上告不受理決定</b>	
13	サン・クロレラ㈱	健康食品の広告	被告事業者は、「日本クロレラ療法研究会」(以下、「クロレラ研究会」という。)の名称を用いて、定期的にクロレラ(C. G. F)やアガリクス(イソフラキジン)に関する新聞折り込み広告(日刊新聞紙)を配布していた。 食品であるにも関わらず、その内容は、クロレラやウコギを摂取することで、腰部脊柱管狭窄症や肺気腫、自律神経失調症・高血圧の症状が改善されるというものであり、薬効や効果を謳っている。このような広告の配布は、不実告知に該当すると考えられる。また、同広告は、商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるものであり、景品表示法の優良誤認表示に当たる判断し、差止請求訴訟を提起したものの。	京都地方裁判所において、全面勝訴している。 現在、事業者側が控訴し、係争中。	京都地方裁判所 2014年1月17日 <b>判決2015/1/21</b>	事業者が控訴:2015/1/23		
14	㈱KCN京都	ケーブルテレビの解約料条項	インターネット接続サービスについて不当に高額な解約料をとっていると判断して、差止請求訴訟を提起したものの。	只今、京都地方裁判所で係争中。	京都地方裁判所 2015年4月30日	①2015/7/10		

2015年6月27日

消費者問題シンポジウム in 京都

「消費者市民社会」をめざすコンシューマーズ京都の活動から

コンシューマーズ京都理事長 原 強

## 1 コンシューマーズ京都の活動事例紹介

- ・「消費者カパワーアップセミナー」企画運営
- ・「動く消費者講座」企画運営
- ・「消費者教育推進フォーラム」企画運営、
- ・「水銀条約」関連セミナー・シンポなどの開催
- ・コンソーシアム京都単位互換科目「消費者問題と現代社会」のコーディネート
- ・佛教大学講義「消費者保護論」担当
- ・立命館大学講義「リスク社会論」担当

## 2 何を、どのようにとりあげるか

- ・消費者教育推進法をふまえた「消費者教育推進計画」でとりあげられた課題をもとに
- ・年代別・分野別の取組みを体系的に
- ・コンシューマーズ京都の活動経験と強みをいかして
- ・現代の消費者問題をかみ砕いて具体的に

## (例1) 商品を選ぶ場合、何を基準にするか

価格／品質／量目／産地／期限表示／添加物／栄養・アレルギー表示／・・・  
 環境配慮  
 社会的公正・倫理

## (例2) 「水銀条約」関連法と水銀製品に関する表示・情報提供

## 3 活動を広げるために

- ・コンシューマーズ京都自身の主体的力量強化
  - 「コンシューマーズ京都に相談すれば何とかしてくれる」といわれるために
  - 講師の育成（講師派遣）
  - さまざまなジャンルの、数多くの講師のネットワーク（講師の紹介）
  - 教材開発
- ・行政をはじめ、さまざまな組織・団体との連携のなかで

# コンシューマーズ京都です

こんにちは。京都で活動しているNPO法人コンシューマーズ京都です。  
「消費者の権利の確立」と「くらしの安心安全の実現」をめざしています。

1972年7月「京都消費者団体連絡協議会」として発足し、2003年にNPO法人格を取得して「コンシューマーズ京都」と名を改め、個人にも開かれた新しい組織として再出発しました。自主財源の確保が厳しい中で賛同してくださる個人会員のみなさま、団体会員のみなさま\*に支えていただきながら、また地元京都の行政機関と連携をとりながら、地道に消費者運動を続けてきました。

※京都生協、京都府内の7つの大学生協、全労済など

## ♪たとえば、こんな活動をしています

- 悪質商法にまきこまれないよう、学習会やイベントを開催して消費者への啓発を行っています。
- だれもが暮らしやすい社会をめざして、ユニバーサルデザインの普及につとめています。
- 家庭のくらしを滞りなくすすめるため、どの年代の方にもエンディングノートの効果的な利用をおすすめしています。
- 年金や保険をもっと身近なものとして理解を深められるように、学習会を企画しています。
- 健康食品に依存しない健康に配慮した食生活をおすすめしています。
- 蛍光管リサイクルの社会システムづくりを推進しています。
- 京都府・京都市の消費者行政と連携した活動を行っています。
- 集団的消費者被害回復訴訟制度の実現に向けて、適格消費者団体京都消費者契約ネットワークと連携した活動を行っています。

## ♪個人会員について

- 個人会員の年会費は1口2000円（複数口可）です。
- コンシューマーズ京都が主催したり企画に参加している学習会やイベントをご案内します。
- 個人会員には2種類あります。入会される時にどちらかをお選びください。（定款第6条による）
  - 「正会員」……NPO法人コンシューマーズ京都の目的に賛同して入会した団体及び個人総会において議決権を有します。
  - 「賛助会員」……NPO法人コンシューマーズ京都の活動を賛助、支援する団体及び個人総会における議決権を有しません。
- 入会してくださる方はご連絡ください。折り返し「登録用紙」をお送りします。

## ♪メールマガジンについて

コンシューマーズ京都が主催・共催企画する行事、関係諸団体や行政が企画する行事などのお知らせをメールマガジンにて発信しています。

受信を希望される方は

- ①件名に「メルマガ希望」
- ②本文にお名前とアドレスをご記入の上で下記アドレスまでメールをお送りください。  
(携帯アドレスではリンク先や添付資料が読めない場合があります)

E-mailアドレス：syodanren@mc2.seikyou.ne.jp



## NPO法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下るヒロセビル4F Tel.075-251-1001 Fax.075-251-1003  
(URL) <http://consumers-kyoto.net/>